

接従事している研究公務員の特殊な立場と職能を無視してこれらの規定を一律に適用することは、よりよき研究成果の促進を阻害し、将来の研究者の育成に悪影響を及ぼし、文化国家建設途上にあるわが国として国策上看過し難い重大事である。政府がこの点につき慎重に考慮し、研究公務員に関し特例法を立案するか、少くとも人事院規則を制定して、職階法並びに国家公務員法の特例措置を要望する。

1-48

総発第145号 昭和25年4月10日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

工業化試験補助金について（申入）

工業化試験補助金は、産業技術開発金庫の性格をもっていますから、その配分の基本方針について日本学術会議に諮問するようお願いいたします。

1-49

昭和25年4月28日

日本学術会議第6回総会

戦争を目的とする科学の研究には絶対従わない決意の表明（声明）

日本学術会議は、1949年1月、その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりきつた態度について強く反省するとともに科学文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使として、再び戦争の惨禍が到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

1-50

総発第176号 昭和25年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

科学知識普及のための専門部会について（勧告）

本会議は、科学知識普及事業の重要性に鑑み、去る4月26日の本会議第6回総会の議決に基き、政府が、科学技術行政協議会に、科学知識普及のための専門部会を設け、左記の事項について審議されるよう勧告します。

記

1. 政府機関内における科学知識普及事業（とくに交通博物館、工業陳列館、国立科学博物館、農林省農業改良局などの諸系統）の連絡調整をすること。
2. 官庁が、科学知識普及に役立つ資料を一般に供することを活潑ならしめること。

3. 教育庁、教育委員会と連絡して、学校教育の科学再教育を促進すること。
4. 民間の科学知識普及に従事する諸機関に援助を興えて、世話すること。

1-51

総発第177号 昭和25年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

衛生博物館の設置について(勧告)

本会議は、衛生に関する科学知識普及の重要性、緊急性に鑑み、去る4月26日の本会議第6回総会の議決に基き、政府が厚生省所管の衛生博物館を設置されるよう勧告します。

「写」を厚生大臣に送付

1-52

総発第178号 昭和25年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

正倉院収蔵物の保存について(申入)

本会議は、正倉院収蔵物の古文化研究上の重要性と、これがわが国奨来の文化向上のために貴重な資料である点に鑑み、去る4月27日の本会議第6回総会の議決に基き、政府が左記の点について十分の考慮を払われるよう希望します。

記

1. 正倉院収蔵品の科学的研究調査を行い、これが完全なる保存の方法を考究すること。
2. 正倉院構内に、不燃性の建築物を新設して、常時の研究調査並びに保存修理の場所にあてるとともに、定期の収蔵品展覧場として、収蔵品を広く公開する途を開くこと。

1-53

総発第179号 昭和25年5月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

防災に関する総合調整機関の設置について(申入)

本会議は、去る4月27日の本会議第6回総会の議決に基き、政府が左記により、速かに防災に関する強力な総合調整機関を設置し、わが国における火災、水災、震災、風災等の防止、軽減に対し有効適切な措置を講ぜられるよう要望します。

記

1. 右の防災に関する総合調整機関について審議するために、科学技術行政協議会に専門部会を設け、日本学術会議、経済安定本部資源調査会及び関係官庁と協議すること。
2. 右の総合調整機関は、常に各関係行政機関の防災対策を総合調整すべきものであるが、緊急に審